

核軍縮の緊急性

ジャヤンタ・ダナパラ

## 世界の核戦力(2014年1月現在)

Country	Year of first nuclear test	Deployed warheads <sup>a</sup>	Other warheads	Total Inventory
United States	1945	1920	5380	7300
Russia	1949	1600	6400	8000
United Kingdom	1952	160	65	225
France	1960	290	10	300
China	1964	..	250	250
India	1974	..	90–110	90–110
Pakistan	1998	..	100–120	100–120
Israel	..	..	80	80
North Korea	2006	..	6–8	6–8
<b>Total</b>		<b>3970</b>	<b>12 350</b>	<b>16 300</b>

**Source:**

*SIPRI Yearbook 2014 (Oxford University Press: Oxford, 2014).*

<sup>a</sup> 'Deployed' means warheads placed on missiles or located on bases with operational forces.

2014年初頭現在、9か国(米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮)が、約4000発の核兵器を作戦配備状態においている。もしすべての核弾頭を数えるとすると、9か国をあわせて推定16,300発の核兵器(上記の表参照)を保有していることになる。2013年初頭においては17,270発であった。

# 広島 & 長崎



広島に投下された原爆で使用された核分裂性物質はウラン235であった。長崎の原爆ではプルトニウム239が使用された。

広島原爆で放出されたエネルギーの総量はおおよそ16,000トンのTNTに相当する。長崎原爆は21,000トンに相当する。

1945年の広島に投下された原爆により、爆心地から2キロ圏内は完全に破壊された(上の写真を参照)。被害を受けた地域は爆心地から4キロの範囲に及んだ。

長崎においては、約43マイル四方が影響を受けた。1キロ圏内ではすべての生物が消滅した。しかし長崎においては地形的な影響で被害は若干少なかった。



原爆ドームは、かつての広島県産業奨励館であった。

原爆投下時、広島にはおよそ35万人が居住していたと考えられている。原爆によって死亡した人々の数は正確にはわかっていない。広島市の推計によれば、1945年12月末までに、14万人(±1万人)が死亡したとされている。

原爆投下時、長崎にはおよそ20万人が居住していたと考えられている。1945年当初の推計では、4万人が死亡し、6万人が負傷したとされている。原爆投下後も、何年にもわたって死者の数は増えていった。

## 核紛争の影響

2007年～2008年にかけてブライアン・トゥーン(コロラド大学)、アラン・ロボック(ラトガース大学)の両博士が行った研究により、核紛争がもたらす次のような気候への影響が明らかになった。

インドやパキスタンを含め、他の6つの国が現在保有している「50発の核兵器」がもし使用されれば、その死者数は過去のあらゆる戦争における合計を超えうるものである。現在のミサイルなど運搬システムの技術をもってすれば、超大国を含め、いずれの国も等しく危険に直面している。“

インド・パキスタンのような2国間で、50発の広島型原爆を使用した核戦争が行われた場合、人類の歴史において未曾有の気候変動をもたらされる可能性がある。50発というのは現在の世界の核保有量に照らせば、そのわずか0.05%の爆発力に過ぎない。

50発の核兵器が使用されれば、その煙で世界は覆われ、世界的なオゾン層の破壊をまねきうる。煙は成層圏にいったんとどまり、大気の温度を上げる。これによってオゾンの破壊をさせるとともに、風の流れを変えることで反応性化学物質を巻き上げる。

## 核紛争の影響

米国とロシアがこんにち核戦争を行ったら、それがたとえ SORT条約(戦略的攻撃能力削減条約)に基づき、2012年までに予定されている核削減が実施されたあとであったとしても、「核の冬」を招きうる。世界な主要な農業地帯においては、夏の間も氷点下にまで気温が下がり、地球上のほとんどの地域で食糧供給が危機にさらされる。

市街地の火災によって生じる粉塵による気候への影響は少なくとも数年は継続するとみられる。これは従来考えられていたものよりもはるかに長い期間である。地球上すべての大気及び海洋の情報を含めることが可能となった、新しい気候モデルによるシミュレーションでは、粉塵は太陽光線で熱せられ、成層圏まで上昇する。そして成層圏において粉塵は数年にわたって留まるとみられている。

*Source: Climatic Effects of Nuclear Conflict by Prof Alan Robock and Prof Brian Toon*

## 核の「ニアミス」事例

日時	場所	事故の内容
1958年2月	サバンナ、ジョージア、米	マーク15水素爆弾が米ジョージア州サバンナ沖の海洋で行方不明となった。実戦訓練中に、同水爆を運搬していたB-47爆撃機がF-86戦闘機と空中で衝突し、海に放り出されたことによるものである。ティビー爆弾として知られるその水爆は、ティビー島沖のワルシャワ海峡のどこかで行方不明になったと見られている。その爆弾には高濃縮ウランと通常爆薬が入っていた。
1961年11月	米	1961年、米国戦略空軍(SAC)と北米大陸防空システム(NORAD)間のすべての通信が途絶え、英国、グリーンランド、アラスカに配備されている3つの早期警戒レーダー基地とSACの連絡が遮断された。ソ連の大規模な核先制攻撃を疑った米国は、すべてのSAC基地を高い警戒態勢に置き、ソ連に対して核兵器で反撃できるよう、B-52爆撃機の発進準備を行った。後日において、この出来事は、一個のモーターがオーバーヒートしたためにシステム全体をダウンさせたことによるものと判明した。
1962年10月		キューバ・ミサイル危機・・・米偵察機が撮影した写真によって、ソ連の中距離ミサイルがキューバに配備されていることが明らかになり、米ソが核兵器の使用に向かう危機的事態に発展した。
1980年6月	米国	1980年、コンピュータ・チップの動作不具合により、ペンタゴンのスクリーンにミサイルが不規則に映し出された。これを受けて、米国はソ連に反撃するための爆撃機の準備を進めた。
1983年9月	ソ連	1983年、ソ連のシステムは米国の大陸間弾道ミサイル(ICBM)が発射されたと報告した。これは実際は太陽光線の反射であった。幸運にも、軍の担当者はそれが誤報であると考えて行動を起こさなかった。
1995年1月	ロシア	オーロラ調査のために米国が送った科学的探査衛星が、ロシア軍によりノルウェー沖から発射された潜水艦発射ミサイルであると誤認された。このロケットがロシアへの脅威でないと判明するまでの間、ロシア軍は対抗準備を行った。
1996年1月		フランスのミラージュ2000核兵器爆撃機が渡り鳥の一群に接触し墜落した。フランス当局は核兵器は搭載されていなかったと発表している。
2009年2月	大西洋	核搭載潜水艦であるHMSバンガード(英国の最初のトライデント級核搭載潜水艦)と同じく核搭載のフランスとルトリオンファン潜水艦が大西洋の深海で衝突した。ともに船体に小規模な損傷を負ったが、放射能漏れはないとされている。

## 二国間・多国間条約

### 米国・ロシア間の主要な二国間条約

- 対弾道ミサイル条約(ABMあるいはABMT 条約)  
1972年5月に署名、2002年に米国が一方的脱退
- 戦略兵器削減条約(START I )  
1991年7月署名、2009年12月失効
- 戦略兵器削減条約(START II)  
1993年1月署名、2002年6月14日にロシアが脱退し、条約は発効せず
- 戦略攻撃兵器削減条約(SORT) モスクワ条約としても知られる  
2002年5月24日署名、2012年12月31日失効
- 新戦略兵器削減条約(New START) – 2010年新START  
ロシアと米国が2010年に署名

## 主な多国間条約

- (1) 核不拡散条約(NPT)は1968年7月に署名開放され、1970年3月5日に発効した。署名国:93か国(条約が定める核兵器国である国連安保理の5常任理事国を含む)、批准国190か国。イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮(2003年に条約脱退)という核兵器を保有する4か国が条約に加盟していない。NPTは1995年に無期限延長された。
- (2) 包括的核実験禁止条約(CTBT)  
1996年に署名開放。署名国:183か国、批准国:162か国。米国、中国、エジプト、イラン、イスラエルは批准しておらず、インド、パキスタン、北朝鮮の3か国は署名をしていない。
- (3) 核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)は交渉開始されていない。
- (4) 非核兵器地帯 — トラテロルコ、ラロトンガ、バンコク、ペリンドバ、セミパラチンスク、モンゴル。

## 水平、垂直、および地理的核拡散の定義

- 水平拡散—非核兵器国が、核兵器国あるいは他の非国家グループの故意あるいは不作為の支援を受けて、核兵器、核技術、核物質を取得すること。A.Q.カーン博士のネットワークはイラン、イラク、北朝鮮をはじめとする多くの国に核技術を移転させたことはその一例である。
- 垂直拡散—核兵器国が保有核兵器を増やすことや、新たな核兵器、技術、物質、運搬手段を開発すること。トリチウムを核分裂装置の「起爆剤」として使用することはその一例である。
- 地理的拡散—核兵器国が保有する核兵器を、所有権や管理権を維持したまま、それらの国の同盟国である非核兵器国の領土に移転させること。米国の戦術核の欧州配備が一例である。

## 核兵器をかつて保有したことのある国、あるいは核兵器計画を有していた国:

ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナは1991年のソ連崩壊後に核兵器を引き継いだが、それらをロシアに返還し、NPTに非核兵器国として加盟した。南アフリカは、秘密裡に少数の核弾頭を開発していたが、それらを廃棄し、1991年にNPPT加盟した。イラクは1991年の湾岸戦争までは活発な核兵器計画をおこなっていたが、国連査察官の監視の下で、検証可能な形での廃棄を行うこととなった。米国が主導した2003年3月のイラク侵攻とそれに続くイラク指導者サダム・フセインの身柄拘束は、フセイン政権の核兵器追求を完全に終焉へと向かわせた。2003年12月、リビアは自主的に自国の秘密裡の核兵器努力を廃棄した。アルゼンチン、ブラジル、韓国、台湾もまた、核兵器計画を断念した。

# NPTの三本柱

- (1) 不拡散
- (2) 軍縮
- (3) 核技術を平和利用する権利

## 核不拡散条約(NPT)

### 第1条

締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

### 第2条

締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する。

# 核不拡散条約(NPT)

## 第3条

- 1. 締約国である各非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約に基づいて負う義務の履行を確認することのみを目的として国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉し、かつ締結する協定に定められる保障措置を受諾することを約束する。この条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。この条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、適用される。
- 2. 各締約国は、(a)原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は(b)特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。
- 3. この条の規定によって必要とされる保障措置は、この条の規定及び前文に規定する保障措置の原則に従い、次条の規定に適合する態様で、かつ、締約国の経済的若しくは技術的発展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力(平和的目的のため、核物質及びその処理、使用又は生産のための設備を国際的に交換することを含む。)を妨げないような態様で、実施するものとする。
- 4. 締約国である非核兵器国は、この条に定める要件を満たすため、国際原子力機関憲章に従い、個々に又は他の国と共同して国際原子力機関と協定を締結するものとする。その協定の交渉は、この条約が最初に効力を生じた時から180日以内に開始しなければならない。この180日の期間の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その協定の交渉は、当該寄託の日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日から18箇月以内に効力を生ずるものとする。

## IAEA 保障措置

### 保障措置とは何か、どのような役割を担っているのか？

- 保障措置とは、当該国が核兵器目的に核計画を転用しないという国際誓約を遵守しているか否かをIAEAが検証する諸活動のことを指す。世界的なNPTや核兵器の拡散防止のための他の諸条約はIAEAを核の番人と位置付けている。今日、IAEAは、140か国以上と協定を結び、核物質や核関連活動に保障措置下に置いている。
- 世界の核不拡散体制の中で、IAEA保障措置システムは、信頼醸成措置、早期警報メカニズム、さらには問題が発生した際に、国際社会のその他の反応を始動させるきっかけをつくるという機能を持っている。
- 過去数十年にわたり、IAEA保障措置は、いくつかの重要分野において強化されてきた。これらの措置は、秘密裡の核兵器計画に対する探知能力を向上させたり、各国間での国際的な誓約遵守に対する信頼醸成を図ったりすることが目的である。

*Source: IAEA*

## IAEA保障措置

### どのような検証措置が取られているのか？

- 保障措置は、当該国が申告した核物質及び核関連活動に関し、その正確さや完全さに対する評価に基づいている。検証措置には、現地査察、訪問、継続的監視や評価が含まれる。基本的には、当該国との間で締結された保障措置の種類に従って、2つの一連の措置が実施される。
- 一つの措置は当該国の申告した核物質及び活動の報告書の検証に関するものである。これらの措置は、NPTタイプの包括的保障措置協定に基づいており、核物質の計量が主な活動である。開封不可シールや核施設にIAEAが設置したカメラなどの封込め及び監視技術が補足的に用いられている。
- もう一方の措置は、IAEAの監視能力の強化に向けた追加的措置である。それらには、いわゆる「追加議定書」を組み入れることが含まれる。「追加議定書」は、IAEAが当該国の申告済み核物質の兵器転用の可能性を検証することを可能するだけでなく、当該国における未申告の核物質や核活動が存在しないことに対する保証を提供するものである。

## 追加議定書

- 追加議定書 (INFCIRC/540 (corr.)に基づく) は、保障措置の強化のカギを握る重要なものである。各国は、研究開発やウラン採掘といった自国の核燃料サイクル関連活動のあらゆる側面をカバーするような広範な情報をIAEAに提供することが求められる。各国はまた、IAEAに対してより広範なアクセス権を供与し、IAEAが最も進んだ検証技術を使用することを可能にしなければならない。追加議定書において規定されている特定の措置には以下が含まれる。
  - － ウラン採掘から核廃棄物を含めた当該国の核燃料サイクルのあらゆる側面に関する情報とそれらに対するアクセス。
  - － 核サイトにおけるすべての建物に短時間の通告で査察官がアクセスすること。
  - － 機微の核関連技術の製造及び輸出に関する情報など
  - － 他の核関連ロケーションへのアクセス
  - － 環境サンプルの収集。

*Status of Additional Protocols as of 21<sup>st</sup> Jan 2009: 128 IAEA Board approvals, 119 states have signed Additional Protocols with the IAEA, 90 in force. In March 2009, India won formal approval for its safeguards agreement with the IAEA.*

## 核不拡散条約(NPT)

### 第4条

- 1. この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 2. すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上にある地域の必要に妥当な考慮を払って、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器国の領域におけるその応用の一層の発展に貢献することに協力する。

## 核燃料サイクルの多国間アプローチ

- イラクによる秘密裡の核兵器計画や北朝鮮によるプルトニウム再処理が判明するなど、1990年から2003年までの動きを受け、核燃料サイクルへの関心が高まった。2001年9月11日の米国での同時多発テロ以降、テロリズムに対抗して安全保障のレベルを強化しようという世界的な動きが起きた。その中には、核物質や関連機器を含めた活動も含まれる。
- 2005年、専門家による諮問パネルがIAEA管理下の核燃料バンクの創設を勧告した。
- IAEA事務局長モハメド・エルバラダイは、このような燃料バンクが稼働する際の3つの原則を提案した。
  - (1)燃料バンクは不偏不党、非差別的であり、自国の保証措置義務を遵守しているすべての国家がアクセスできるものとなるべき。
  - (2)物質の提供は、事前に確立され、客観的かつ一貫して適用される不偏不党の要件によって決定されなければならない。
  - (3)いかなる国家も、核燃料サイクルのいかなる部分に関しても、NPTが定める権利を放棄することを求められるべきではない。
- IAEA主導の燃料備蓄に向けたイニシアティブは、2006年に「核脅威イニシアティブ(NTI)」が財政支援を行ったことで動き出した。
- 「次のステップはすべての今後新設される濃縮・再処理活動をもれなく多国間管理の下に置くことに合意することである。そしてその次には、すべての既存の施設を一国の管理から多国間管理へと転換することに合意することが挙げられる。」モハメド・エルバラダイIAEA事務局長

## 各種の提案:

- ロシアのウラジミール・プーチン大統領は、「グローバル原子カインフラ」(GNPI)構想の下で、国際センターのシステムを創設することを支持している。非差別的に、IAEAの監視の下、ウラン濃縮を含めた核燃料サイクル事業を提供することが目的。
- 米国の「グローバル原子カパートナーシップ」(GNEP)構想。米国と国際パートナーが、ウラン濃縮及びプルトニウム再処理技術の開発を放棄するという約束と引き換えに、途上国に対して、核燃料を確実に供給すべく、燃料事業計画を策定する。
- 「世界原子力協会」は、世界の四大ウラン濃縮会社を含めた、原子力産業専門家28人からなるパネルを代表して、『国際燃料サイクル供給の安全を確保する』を作成。
- 商業的濃縮活動を行っている6か国から成る国際作業部会が、米国主導の下、多国間メカニズムを通じた確実な燃料供給の問題に対処する提案を発表。
- 日本が、IAEAの援助の下、「IAEA核燃料供給登録 システム」と呼ばれるシステムの創設を提案。「市場の失敗」が起こることを防止することに貢献する情報システムと、上記の6か国提案の中にある供給保障のバックアップ的特徴の両方を含む。
- 「核脅威イニシアチブ」が、IAEAの援助の下、低濃縮ウランの備蓄を行うことを提案。国家によるウラン濃縮計画を策定しないことを選んだ国のための最後の手段としての備蓄を提供するため。
- IAEAの援助の下で多国間のウラン濃縮を行うドイツの計画。第三国にウラン濃縮工場のための治外法権的な地帯の提供を要請。工場は、核燃料の購入者となる国の資金提供によりつくられる。

## 第6条

- 各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

## 1995年NPT再検討・延長会議 会議で合意された諸決定の「パッケージ」

### ■ 決定1—再検討プロセスの強化

5年ごとに再検討会議を行うこと、再検討会議に向けて3回の準備委員会を行うこと、それぞれの準備委員会は3つの主要委員会を有し、それらは全体会議において調整役を担うことが決定された（主要委員会は特定の問題に焦点をあてた下部機関を設置する権利を有し、また、条約の履行を促進・強化し、条約の普遍性を達成するためにどのような具体的措置を講じるべきかの問題に焦点をあてる責任を有す。）

### ■ 決定2—原則と目標

この決定においては、各国政府の主な関心テーマについて「原則と目標(P&O)」が述べられている。具体的には不拡散、普遍性、保障措置、平和利用、核軍縮、非核兵器地帯などである。

「原則と目標」には、NPT第6条の履行、1996年までのCTBT交渉、核分裂性物質禁止条約といった「行動計画」が含まれている。また、「原則と目標」は、核兵器国に対し、全面完全軍縮という究極的目標に向けて核兵器を世界的に削減することを要求している。また、非核兵器国に対する安全保証を要求している。

### ■ 決定3—無期限延長

大多数の国家の希望を受けて、条約を無期限延長することが決定された。決定のカギとなったのは、中東地域に非核・非大量破壊兵器地帯を創設することを支持した決議であった。

## 2000年NPT再検討会議 以下の13項目の実際的措置が合意された。

1. CTBT早期発効
2. 核爆発実験のモラトリアム
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)でFMCTの交渉開始
4. CDに多国間核軍縮条約の義務について交渉する下部機関を設置する
5. 不可逆性の原則
6. 核兵器国による保有核兵器の完全廃棄の明確な約束
7. 現存する条約の堅持
8. 米・ロ・IAEの三社構想の完成と履行
9. すべての核兵器国による核軍縮につながる諸措置
10. 余剰になった核分裂性物質をIAEAの国際管理下に置く。
11. 全面かつ完全な軍縮
12. 報告
13. 検証

「核兵器、核の知識、また核物質が加速して拡散した結果、私たちは今危うい核の崖淵に立たされている。歴史上発明された中で最悪の破壊兵器が、危険な者の手に落ちる現実の可能性に直面している。

現在我々がこの脅威に対してとっている対処措置は適切ではない。核兵器が広く入手可能な現状においては、抑止はますます効果を失い、危険をますます増加させている。」

「核兵器のない世界を目指して」

ジョージ P. シュルツ、ウィリアム J.ペリー、ヘンリー A. キッシンジャー、サム・ナンによる「ウォールストリート・ジャーナル」共同論説(2008年1月15日)

# オバマ大統領のプラハ演説

## 2009年4月5日

- そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には。忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない、「そう、我々にはできる」と。
- では、進むべき道筋について説明しよう。第1に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する。誤解のないように言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。
- 我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

# 2010年NPT再検討会議

- 主な成果—64項目の行動計画、核兵器使用の非人道性への懸念、2012年の中東非大量破壊兵器国際会議開催の合意
- 2010年NPT再検討会議は5月28日に終了した。参加各国は自国の核軍縮誓約をあらためて述べた最終文書に合意した。このような形で連帯が示されたことは、2005年再検討会議が最終文書を採択できずに終わったことを踏まえて、条約の正当性を再確認する上で重要なものであった。
- NPT加盟の5つの核兵器国(NWS)と185の非核兵器国(NNWS)との長年にわたる対立、さらには不拡散法であるところのNPTの有用性に疑義を呈している核兵器関連開発を鑑みれば、2010年最終文書もまた極めて重要な意味を持っている。
- 2010年再検討会議は、多国間主義全般に貢献している国際気運、とりわけ核軍縮に対する気運といった、いくつもの潮流や進展の恩恵を受けたといえる。

- 過去の会議よりも好条件に恵まれていたとはいえ、2010年再検討会議は大きな不安感漂うなかで開幕した。そして、一般討論、主要委員会での交渉を経て、失敗への悲観論と成功への楽観論の中を一進一退しつつ最終文書をめぐる議論に突入していった。
- 核兵器国と非核兵器の議論はNPTの4本柱を中心としたものであった。核軍縮、核不拡散、核エネルギーへの平和利用の権利、そして中東非大量破壊兵器地帯の創設である。
- 最終文書が最後に採択されたことは重要であり、NPTの将来において歓迎すべき進展であることは間違いないが、NPTの中心的「取引」(軍縮、不拡散、核エネルギーの平和利用の権利)は十分に果たされていないままである。さらには、中東における紛争は条約の将来的な有効性に対する極めて大きな障害にますますなりつつある。

## 大量破壊兵器委員会報告書「恐怖の兵器」(2006年6月1日)の一部

- 大量破壊兵器を取得する必要がないとの確信を諸国に与えるような軍縮交渉を再開し、政策を策定する。
- 核兵器の大幅削減、および警戒態勢の解除によって、既存の核兵器の危険性を除去する。
- とりわけテロリストによる盗難から核兵器及び核物質を防護する取り組みの強化。
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効を通じた拡散防止と軍縮の向上。
- とりわけ中東における核兵器禁止条約実現の奨励。核兵器保有国から「先制使用しない」との確約を取ること。
- 北朝鮮およびイランと、検証可能な形で核兵器の非保有を確認するため交渉を行う一方で、両国に、安全保障と原子力平和利用の権利を与えること。
- 兵器級核物質を生産できる国家管理下の施設の拡散を防ぐために、濃縮ウラン供給と使用済み核燃料処理のための国際取り決めを策定する。
- 兵器用核分裂性物質の生産禁止に向けた努力。
- 核計画を持つ国家が1997年の追加議定書を批准することによって、保障措置システムを強化する。

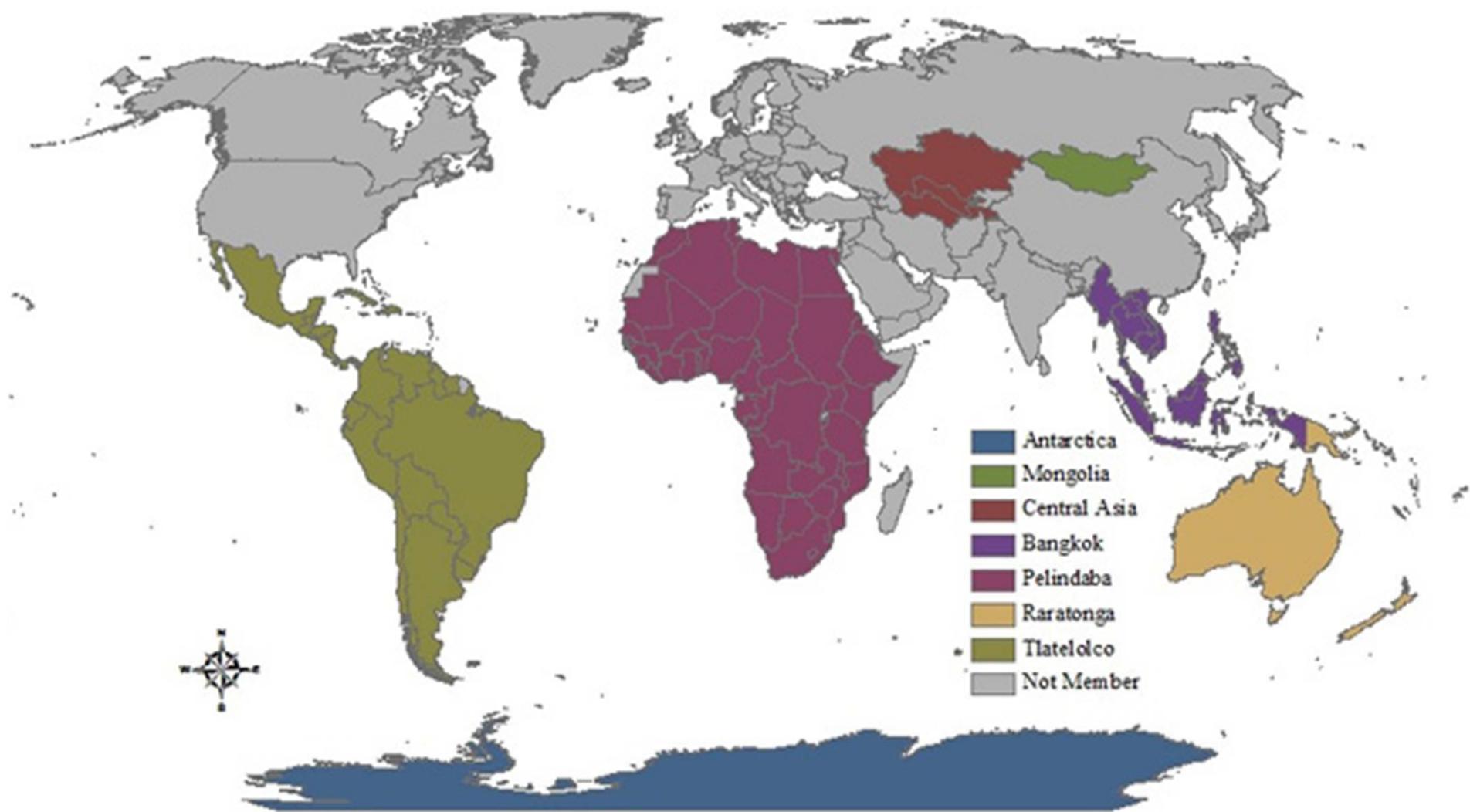
「核兵器は、こうした兵器には独特の安全保障上の利点があると主張し、しかもそれを持つ権利を自分たちだけに限ろうとする、一握りの国家が保有している。このような状態は極めて差別的であり、従って不安定である。長続きはしないであろう。如何なる国家により核兵器の保有も、絶えずその他の国の所有欲を駆り立てる。」

核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会  
報告書(1996年8月)

# 国際司法裁判所

- 1996年の勧告的意見 - 「以下に述べた要件から、核兵器の威嚇または使用は、一般的に、武力紛争に適用される国際法、とりわけ人道法の原則および規則に反することになる。
- しかしながら、本裁判所は、国際法の現状および利用しうる事実の証拠に立って考えると、国家の存亡が危険にさらされている自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるか、違法であるかについて、確定的に結論を下すことができない。」
- 「厳密かつ効果的な国際管理の下における、あらゆる点での核軍縮に導かれる交渉を誠実に遂行し、完結させる義務がある。」(NPT第6条に関して)
- マーシャル諸島訴訟 - 2014年4月24日、マーシャル諸島が、1968年の核不拡散条約(NPT)および慣習国際法の下での核軍縮義務に関連して、9つの核兵器国が国際法に違反しているとして、国際司法裁判所(ICJ)に提訴。

## 非核兵器地帶



# 条約の現況

- **トラテロルコ条約** – 全てのラテンアメリカ・カリブ海諸国(33か国)が署名。第一議定書: 仏、蘭、米、英が批准。第二議定書: 全核兵器国所が批准。
- **ラロトンガ条約** – 13か国全てが批准。第一議定書: 仏・英が署名・批准。米は署名したが批准せず。第二議定書: 中、仏、英、露が批准。第三議定書: 中、仏、英、露が批准。米国は第二・第三議定書について、上院に批准を提案。
- **バンコク条約** – 10か国全てが批准。核兵器国は批准せず。中国は過去に批准の意思を明らかにしたことがある。2011年11月、ASEAN諸国と核兵器国は、地帯に関連した懸案事項に関する合意に達し、追加的な手続き上の取り決めがなされたならば、核兵器国が最新の議定書を署名・批准する道が切り拓かれた。
- **ペリンダバ条約** – 批准31か国、署名52か国。第一・第二議定書は、中、仏、英、露が署名・批准。米国は署名したが、上院での批准プロセスが止まっている。第三議定書: 仏が署名・批准、スペインは署名・批准ともにまだ。
- **セミパラチンスク条約** – 5か国全てが批准・署名。核保有国は批准せず。米国は、議定書批准に向けて加盟国と協議する意思を明らかに。

## その他の条約：

- 南極条約
- 宇宙条約  
月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約
- 月協定  
月その他の天体における国家活動を律する協定
- 海底核兵器禁止条約  
核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約

- 計114か国が非核兵器地帯条約の加盟国
- 22か国が、非核兵器地帯条約あるいは集団安全保障ブロックの加盟国でもなく、また核兵器国でもない

中東に12か国

南アジアに6か国

旧ソ連圏に4か国

# 提案されている地帯:

いくつかの新たな非核兵器地帯が提案されている:

- 南アジアに非核兵器地帯を創設する1975年のパキスタンの提案
- 1974年、イランとエジプトが中東に非核・非大量破壊兵器地帯を創設するよう提案
- 南半球全体を非核兵器地帯とする提案
- 北東アジアに非核兵器地帯を創設する提案。1992年には北朝鮮・韓国が朝鮮半島非核化の共同宣言。
- NGO・学者による北極海非核兵器地帯の提案